

# 新規・更新 許可申請書類

令和元年 12 月 14 日改正

## 一般廃棄物（収集運搬業）許可申請添付書類等

### 1 別紙に定める書類について

- ①（別紙1-①）使用車両の種類及び数量
- ②（別紙1-②）車両の写真（一般廃棄物収集運搬車（一文字5cm以上）、氏名又は名称及び前橋市許可番号（一文字3cm以上）の表示及び自動車登録番号が確認できるもの）
- ③（別紙2-1）役員一覧
- ④（別紙2-2）従事者一覧
- ⑤（別紙3-①）1日の作業能力（作業区域）及び取扱事業所
- ※⑥（別紙3-②）事業の用に供する施設の構造仕様書及び見取り図
- ⑦（別紙3-③）申請者が法第7条第5項4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類（誓約書）
- ※⑧（別紙3-④）事業開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

### 2 その他の添付書類

#### (1) 申請者が法人である場合

- ⑨ 役員の住民票の写し（コピー不可、本籍の記載のあるもの）
- ※⑩ 定款のコピー（原本と相違ないことを証する記名及び押印のあるもの）
- ⑪ 登記事項証明書
- ⑫ 決算書（最新の貸借対照表及び損益計算書）
- ⑬ 法人税の最新の納付済証明書（税務署の納税証明書（その1納税額等証明用））
- ⑭ 事業所又は営業所が前橋市内にある場合は、市の納税証明書（未納税額のない証明）

#### (2) 申請者が個人である場合

- ⑮ 住民票の写し（コピー不可、本籍の記載のあるもの）
- ⑯ 資産に関する調書（市町村の名寄帳の写し（コピー不可）、若しくは固定資産評価証明証、など）
- ⑰ 所得税の最新の納付済証明書（税務署の納税証明書（その1納税額等証明用））
- ⑱ 住所が前橋市内にある場合は、市の納税証明書（未納税額のない証明）

#### (3) 共通

- ⑲ 申請する運搬車両の車検証のコピー（有効期間の満了していないもの）
- ※⑳ 申請者が施設の**所有権を有する**ことを証する書類（土地、建物の登記簿謄本）
- ※㉑ 申請者が施設の**所有権、運搬車両の所有権又は使用権を有しない**場合には、許可を受けようとする期間に使用する権限を有することを証する書類（土地、建物及び運搬車両の賃借契約書のコピー等）
- ※㉒（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物の収集・運搬課程講習（新規）（産業廃棄物収集運搬業許可を有する場合は同講習（更新）を含む。）」若しくは（一財）日本環境衛生センターが実施する「一般廃棄物実務管理者講習」の修了証のコピー、又は市長が認める書類（修了証の有効期限については、お問合せください。）
- ㉓ 申請者が⑫、⑬若しくは⑭又は⑰若しくは⑱に掲げる書類が提出できない場合、理由書

### 3 その他市長が必要と認める書類

- ㉔ 一般廃棄物収集運搬業の従事者証交付・再交付申請書及び従事者の住民票の写し（役員で住民票の写しを添付している場合のみ、コピー可）
- ※㉕ 一般廃棄物処理申込書（処理を依頼された事業所で記入・押印を受ける）
- ※㉖ 一般廃棄物収集運搬業変更届出書（①、③、④の該当する別紙を添付）
- ㉗ 市規則第16条の2に該当しない旨を記載した書類（誓約書）

<注> 許可の更新申請の場合、※印の書類等は、その内容に変更がない場合は、添付は不要です。また、申請書類は、コピーして保存するように努めてください。